

指定管理者候補者の選定について [小笠山総合運動公園]

静岡県交通基盤部都市局公園緑地課

1 趣旨

(1) 指定管理者制度の概要

平成 15 年 9 月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設されました。指定管理者制度とは、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」と異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

(2) 「小笠山総合運動公園」への指定管理者制度の導入

静岡県では、平成 16 年 3 月に「県営都市公園経営基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し、県営都市公園について、それぞれの公園の設置目的や役割を踏まえ、利用の増進と効果的で効率的な運営を図ることとしました。

小笠山総合運動公園において、基本計画の実施に適した管理運営体制の構築を目指すに当たり、指定管理者制度が有効と考え、平成 18 年度から同制度を導入しました。今回、5 年間の第 3 期指定期間が令和 2 年度末をもって終了することから、改めて指定管理者の募集を行いました。

2 施設の概要

施設 の 名 称	小笠山総合運動公園
設 置 目 的	ワールドカップサッカーや国体を開催したトップレベルの競技施設を活かして、「本県スポーツの殿堂」とするとともに、健康づくり、文化・レクリエーション及び自然と親しむ場とする。
供 用 開 始	平成 13 年 5 月 10 日
所 在 地	袋井市愛野 2300-1 ほか
面 積	269.7ha(県有地 267.4 国有地 2.3)

施設概要	施設区分	施設の内容				
	静岡スタジアム	IAAF認証陸上競技場 (CLASS2) 第1種公認陸上競技場 (球技場兼用)、 トラック：1周400m・9コース、全天候型舗装 フィールド：107m×72m 天然芝 観客席：50,889人 (固定席45,653人、可動席5,236人) 設備：大型映像装置2基、照明1,500ルクス				
	補助競技場	第3種公認陸上競技場 (球技場兼用) トラック：1周400m・6コース、全天候型舗装 フィールド：106m×69m 天然芝 設備：照明300ルクス				
	静岡アリーナ	フロア面積85m×49m 収容人員：固定席4,862席、可動席1,440席、移動席960席 設備：大型映像装置、照明1,500ルクス、空調設備 トレーニングルーム設置				
	補助体育館	フロア面積42m×35m、収容人員：固定席294席 設備：空調設備				
	投てき練習場	やり、砲丸、ハンマー、円盤投げに対応 第1種公認陸上競技場付帯設備の公認投てき場				
	人工芝グラウンド	日本サッカー協会公認 人工芝、サッカー(1面)、フットサル等に対応 設備：レストハウス (更衣室、トイレ)、照明200ルクス				
	多目的運動広場	天然芝、サッカー (1面)、アーチェリー、グラウンドゴルフ等に対応				
	広場・園地・園路等	ビオトープ、芝生広場3ヶ所、グラウンド3ヶ所、屋外トイレ8ヶ所、駐車場11ヶ所				
	森林部	ふれあいの森散策道、保全森林				
利用者数	(単位：人)					
	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	来園者数	1,189,535	1,173,566	1,321,991	1,224,657	1,335,076
現在の管理運営状況	静岡県サッカー協会グループによる指定管理					
令和2年度委託料	640,000千円					

3 指定管理者の募集

募集方法	公募	
募集期間	(募集要項配布) 令和2年 8月26日～ (申請受付) 令和2年9月23日～25日	
募集内容	事業計画書の提出	「小笠山総合運動公園指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う委託料の提案を事業計画書として提出する。
	管理運営方針	「県営都市公園経営基本計画」に定める公園ビジョン(設置目的、役割・位置付け)等に基づく管理運営を行う。
	指定の基準	知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に指定管理者管理公園の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。 (1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画書の内容が、当該公園の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
	業務内容	(1) 小笠山総合運動公園有料公園施設使用基準に基づく優先使用及び一般使用の調整 (2) 有料公園施設の利用承認に関する業務 (3) 公園の維持管理に関する業務 (4) 利用料金の設定及び収受に関する業務(利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する。) (5) 本県スポーツの殿堂にふさわしい国際大会、全国大会、県大会等の誘致 (6) 指定管理者の持つノウハウを活用したイベント、スポーツ教室などの実施や利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進 (7) 行為の許可に関する業務 (8) 都市公園法に基づき県が行う許可に係る許可申請の受付、使用料の代行徴収 (9) その他改正後の静岡県都市公園条例別表第3に掲げる業務
	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)
	県が支払う委託料	申請者による提案 (令和3年度 682,900千円、令和4～7年度 578,900千円を上限とする。)
	利用料金制度	(1) 利用料金は、条例の定める範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。 (2) 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (3) 利用料金収入の10%を県に納入する。

4 指定管理者選定委員会

<p>審査方法</p>	<p>(1) 有識者、県職員からなる指定管理者選定委員会を設置する。 (2) 選定委員会において、第1次審査（書類審査）で3者程度を選定し、第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）で優秀者1者を選定する。</p>																																				
<p>指定管理者選定委員会委員</p>	<table border="1" data-bbox="440 407 1374 734"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>岸本 道明</td> <td>静岡大学未来社会デザイン機構特任教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>黒田 宏治</td> <td>静岡文化芸術大学大学院教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>清水 裕子</td> <td>大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>杉原 賢一</td> <td>公認会計士</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>中西 健一郎</td> <td>静岡産業大学教授</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>勝又 泰宏</td> <td>静岡県交通基盤部都市局長</td> </tr> </tbody> </table>				氏名	所属	委員長	岸本 道明	静岡大学未来社会デザイン機構特任教授	委員	黒田 宏治	静岡文化芸術大学大学院教授	委員	清水 裕子	大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員	委員	杉原 賢一	公認会計士	委員	中西 健一郎	静岡産業大学教授	委員	勝又 泰宏	静岡県交通基盤部都市局長													
	氏名	所属																																			
委員長	岸本 道明	静岡大学未来社会デザイン機構特任教授																																			
委員	黒田 宏治	静岡文化芸術大学大学院教授																																			
委員	清水 裕子	大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員																																			
委員	杉原 賢一	公認会計士																																			
委員	中西 健一郎	静岡産業大学教授																																			
委員	勝又 泰宏	静岡県交通基盤部都市局長																																			
<p>審査項目及び配点</p>	<table border="1" data-bbox="440 869 1393 1554"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 団体の能力</td> <td>団体の経営状況等</td> <td rowspan="2">10点</td> </tr> <tr> <td>施設の管理に関する基本的考え方</td> </tr> <tr> <td>(2) 経営に関する計画等</td> <td>収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(3) 組織体制に関する計画</td> <td>管理運営体制</td> <td rowspan="4">12点</td> </tr> <tr> <td>職員の配置計画</td> </tr> <tr> <td>職員の研修計画</td> </tr> <tr> <td>苦情等に対する方策</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(4) サービス向上、利用増進に関する計画</td> <td>イベント、広報計画、自主事業計画</td> <td rowspan="3">22点</td> </tr> <tr> <td>利用者意見の反映等</td> </tr> <tr> <td>地域団体等との連携</td> </tr> <tr> <td>(5) 施設管理に関する計画</td> <td>施設等維持管理</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(6) 危機管理体制</td> <td>地震、火災等緊急時の対応</td> <td rowspan="2">10点</td> </tr> <tr> <td>事故防止の取り組み及び発生時の対応</td> </tr> <tr> <td>(7) 委託料</td> <td>委託料</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>100点</td> </tr> </tbody> </table>			区分	項目	点数	(1) 団体の能力	団体の経営状況等	10点	施設の管理に関する基本的考え方	(2) 経営に関する計画等	収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等	10点	(3) 組織体制に関する計画	管理運営体制	12点	職員の配置計画	職員の研修計画	苦情等に対する方策	(4) サービス向上、利用増進に関する計画	イベント、広報計画、自主事業計画	22点	利用者意見の反映等	地域団体等との連携	(5) 施設管理に関する計画	施設等維持管理	16点	(6) 危機管理体制	地震、火災等緊急時の対応	10点	事故防止の取り組み及び発生時の対応	(7) 委託料	委託料	20点	合計		100点
区分	項目	点数																																			
(1) 団体の能力	団体の経営状況等	10点																																			
	施設の管理に関する基本的考え方																																				
(2) 経営に関する計画等	収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等	10点																																			
(3) 組織体制に関する計画	管理運営体制	12点																																			
	職員の配置計画																																				
	職員の研修計画																																				
	苦情等に対する方策																																				
(4) サービス向上、利用増進に関する計画	イベント、広報計画、自主事業計画	22点																																			
	利用者意見の反映等																																				
	地域団体等との連携																																				
(5) 施設管理に関する計画	施設等維持管理	16点																																			
(6) 危機管理体制	地震、火災等緊急時の対応	10点																																			
	事故防止の取り組み及び発生時の対応																																				
(7) 委託料	委託料	20点																																			
合計		100点																																			

5 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者候補者

<p>指定管理者候補者</p>	<p>静岡県サッカー協会グループ</p>										
<p>団体の概要</p>	<p>以下の2者により構成 ① 一般財団法人静岡県サッカー協会 サッカーの技術指導、指導者及び審判員の養成、各種大会等の開催 等 ② 株式会社東急コミュニティー 土地建物の管理、警備業法に基づく警備業等</p>										
<p>提案の概要 (主な提案内容)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営業務の基本方針 『選ばれる施設、そして生み出す施設を目指す』 「選ばれる施設」については「一層のホスピタリティの向上」と「心身ともに安全」をテーマとする。決して立地に恵まれていないエコパが「選ばれる」ため、誘致に動くプロモーター等との連携はもとより実際に現場を造るスタッフとも積極的に接触し、「また来たいエコパ」と感じさせるホスピタリティを再教育し、「公共施設を民間が運営する良さ」を提供する。 「生み出す施設」として、誘致だけにとどまらずエコパから発信、誕生させていくことへの取組みを行う。昨年のラグビーワールドカップにおけるラグビー熱の高まりをレガシーとして発展させていくことを使命とし、広報・自主事業・地域貢献等を進めていく。 ・ 経営に関する計画 優先付けした修繕計画の策定や常駐職員による修繕の実施により管理経費を削減するとともに、エコパ割引制度やコンサートツアー等のゲネプロ割引など利用料金の減免を実施する。 ・ 組織体制に関する計画 各業務において、専門技術の習得、能力向上のための研修を実施する。 ・ サービス向上、利用増進に関する計画 サッカー、ラグビーの2つのワールドカップ会場のレガシーとして、トップレベルの大会等の誘致を働きかける。 ・ 施設管理に関する計画 施設情報をデータベース化し、データ分析結果を基に簡易修繕計画書を毎年作成し、長寿命化とライフサイクルコスト削減に取り組む。 ・ 危機管理体制 地震・火災等に加え「With コロナ、After コロナ」時代を見据え、疫病に対するリスクコントロールに取り組む。 										
<p>県が支払う委託料の提示額</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>令和3年度</td> <td>682,900 千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>578,900 千円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>578,900 千円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>578,900 千円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>578,900 千円</td> </tr> </table>	令和3年度	682,900 千円	令和4年度	578,900 千円	令和5年度	578,900 千円	令和6年度	578,900 千円	令和7年度	578,900 千円
令和3年度	682,900 千円										
令和4年度	578,900 千円										
令和5年度	578,900 千円										
令和6年度	578,900 千円										
令和7年度	578,900 千円										

(2)選定経過

申請者	団体名		所在地
	静岡県サッカー協会グループ		静岡市葵区
選定経過	指定管理者選定委員会		
	月日		内容・選定経過等
	10月8日	第1回委員会	第1次審査(書類審査)を行い、申請者を第1次審査通過者として選定
10月19日	第2回委員会	第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)を行い、申請者を候補者として選定	
審査結果	<第1次審査>		
	項目	配点	静岡県サッカー協会グループ
	(1)団体の能力	10	7.7
	(2)経営に関する計画	10	7.3
	(3)組織体制に関する計画	12	9.5
	(4)サービス向上、利用増進に関する計画	22	17.2
	(5)施設管理に関する計画	16	13.3
	(6)危機管理体制	10	9.0
	(7)委託料	20	16.0
	合計	100	80.0
	<第2次審査>		
	項目	配点	静岡県サッカー協会グループ
	(1)団体の能力	10	7.5
	(2)経営に関する計画	10	7.2
	(3)組織体制に関する計画	12	9.0
	(4)サービス向上、利用増進に関する計画	22	16.8
	(5)施設管理に関する計画	16	13.0
	(6)危機管理体制	10	8.3
	(7)委託料	20	15.4
	合計	100	77.2
	<総合評価>		
		静岡県サッカー協会グループ	
	第1次審査評価点(a)	80.0	
	第2次審査評価点(b)	77.2	
	総合評価((a)+(b))/2	78.6	
	(参考)委託料の評価点Qi		
	= 配点20点 × (Cmin/Ci) × (Pmax/配点80点)		
Qi : 申請者iの委託料の評価点			
Cmin : 全申請者の提案金額のうち最も低い金額			
Ci : 申請者iの提案金額			
Pmax : 全申請者の委託料以外の評価点のうち最大の評価点			

<p>選定に当たっ ての考え方</p>	<p>公園経営基本計画の目的である、「利用の増進、利用者満足度の向上、効果的・効率的な運営、安全・安心の確保」に主眼を置き、この公園の設置目的を達成するため、管理運営経費の節減に併せて、団体の能力、経営や組織体制、サービス向上、利用増進、施設管理に関する計画及び危機管理体制が適切なものであるかどうかを選定のポイントとした。</p> <p>そのため、総得点における委託料以外の配点を8割としたほか、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、申請者の取組姿勢などを多角的に評価することとした。</p>
<p>講 評 及 び 選 定 理 由</p>	<p>○ 第1次審査、第2次審査の結果、静岡県サッカー協会グループが以下の点で評価を得て、指定管理者候補者に選定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ラグビーワールドカップ 2019 の成功を支えるなど過去3期15年間の管理実績があり、公園の特性や課題等を十分に把握していること。 ・ 大学、クラブチーム、医療関係者などと連携し、ラグビー熱の高まりをレガシーとして発展させていく意欲が伺えること。 ・ 自主事業で「エコパ自然塾」を年7回程度実施し、子供が自然に触れ合える場を提供していること。 <p>なお、審査の過程において、委員からは次のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業による自然塾は評価できるが、広大な敷地（森林部）をいま一つ活かさきれていない。今後5年間、広大な敷地をどう活用するか、公園基本計画の「自然と親しむ」視点に立って、県と指定管理者の両方でプランニングする必要がある。